私たちの学校教育改革 第15集

「子どもの権利条約」の理念を活かした教育とは

千葉県教職員組合・学校教育改革推進委員会
ちば県民教育文化研究所・研究推進委員会

《目　次》

なぜ今、『子どもの権利条約』なのか ～子ども一人ひとりの声に耳を傾けよう～ …… 2
『子どもの権利条約』…… 3
『子どもの権利条約』と私たち ～こんなことありませんか～ …… 5
1 もしもこんな学校だったら…実は先生の感想文だった！
2 もしもこんな学校だったら…休み時間なのにトイレにも行けない！
3 もしもこんな学校だったら…車椅子だと学校生活がつらい！
4 もしもこんな家だったら……主食はカップ麺・スナック菓子だ！
すでに学校で実践している ～『子どもの権利条約』の理念を活かしたとりくみ～ …… 7
子ども一人ひとりの声に耳を傾けているとりくみ
子どもの人権に配慮しているとりくみ
子どもの主体性を生かした発展的なとりくみ
『子どもの権利条約』を学ぶことのよさ …… 10
もしかして、こんな教職員がいたとしたら… …… 11
『子どもの権利条約』の理念を活かした授業づくり …… 12
授業をはじめる前に　　話し合いのルールをつくろう
（1）人権を理解し、人権感覚を磨くために
①しあわせの条件
②必要なものとほしいもの
③権利と義務・責任
④身近な人権問題
「実際にどんな人権問題があるの？どうやって解決してるの？」
「『子どもの権利条約』って何？どうやってできたの？」『子どもの権利条約』を知ろう
（2）人権を守ってお互いを尊重し合えるために
「権利って何？」「人権って何？」人権の意識を高め、自他の権利を尊重しよう
自分と立場が違う人とも共生していく力をつける
資　料 …… 23
参考文献…… 25
編集後記…… 27

《研究の経過と概要》

ちば県民教育文化研究所・研究推進委員会は、千葉県教職員組合・学校教育改革推進委員会から**「『子どもの権利条約』の理念を活かした教育とは」**という諮問を受け、2008年４月から２年間研究にとりくんできました。各支部一人ずつの学校現場の教職員が研究推進委員となり、休日を中心に研究活動をすすめてきました。研究にあたって、私たちはあくまでも、「教育現場に即した提言を出そう」という合言葉のもとに、条文の解釈や研究の切り口捜しから始めました。

研究は、課題やグループ構成をかえつつ、課題別、グループ別研究をすすめ、時折、全体での理解の共有化をはかってきました。この間、学校教育改革推進委員会に対して、２度にわたる報告会を実施してきました。ここでのさまざまな意見や指摘を生かしつつ、見出しの構成のあり方や項目別のまとめ方を整理し、ここに「私たちの学校教育改革15集」を発刊するに至りました。

なぜ今、『子どもの権利条約』なのか

～子ども一人ひとりの声に耳を傾けよう～

2009年は、『子どもの権利条約』が国連総会で採択されてから20年目（日本は批准して15年目）にあたります。子ども固有の諸権利を明らかにし、子どもが権利の主体であることを明確にしたこの条約は、国連で条約史上最多の批准国を得た条約でもあります。しかし、日本ではこの15年、この条約を活かすことについて順調な広がりを見せてはいません。今こそ『子どもの権利条約』について改めて考えてみる必要があると思います。

今日、子どもの人権問題について考えますと、いじめや暴力、不登校や体罰などの問題が後を絶たず、虐待などの深刻な人権侵害もみられます。学校教育においても人権教育のとりくみの一層の改善・充実が求められています。

今ほど私たちが**『子どもの権利条約』の理念**を日常的に活かすことを求められている時はありません。私たちは、**子どもを「一人の人」として捉えてきたか？**と問われた時、自信をもって答えることができるでしょうか。教職員自身の「人権感覚」（注１）をもう一度見つめ直す必要があるのではないでしょうか。

『子どもの権利条約』の理念について触れてみますと、何よりも**「保護される客体として捉えられていた子ども観からの転換」**を求めています。さらに**「子どもを独立した人格と尊厳を持ち、権利を享受し、行使する主体」**として捉えています。子どもは、大人の所有物でも従属物でもなく、今まで保護者や教職員が「子どものことは一番わかっている」と思い、行ってきたことを、今一度見直す必要があると思います。子どもの意見を聴き、それを尊重しながら、「子どもにとって最善のものは何かを見つけ出して、行動すること」が求められています。

大人は「子どもの声」をよく聴いているでしょうか。このことは、子どもの言いなりになることではありません。子どもが自由に意見を述べることを保障し、それを真剣に聴き、「正当な権利の主張」なのか「わがまま」なのかをしっかりと見極め、正しければ認め、間違っていれば正すことです。健全な発達を保障する観点から、子どもたちが権利を行使できるように援助することが、大人に求められています。人権は、誰もが生まれながらに認められているものです。大人も子どもも自己の大切さと同等に他の人の大切さを認め合って、一人ひとりが人間らしく生きていける社会をつくることが重要です。**子どもが成長する過程で、一人の人間として大切にされている心地よさを感じることができる時、お互いの人権を尊重し合おうとする感覚や意思が芽生え、人権感覚を備えた大人へと成長することができる**と考えます。

「子どもは、だんだんと人間になるのではなく、すでに人間である。」ヤヌシュ・コルチャック（注２）の言葉の通り、子どもを「一人の人」として捉えた時、相互に人権を尊重し合う人権感覚に満ちた社会が見えてくるでしょう。

注１　「人権感覚」…人権の価値やその重要性に照らし合わせ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対にこれが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような価値志向的な感覚です。

注２　「ヤヌシュ・コルチャック」…第二次大戦中、ナチス・ドイツによって迫害されたユダヤ人孤児の救済や教育に尽くしました。『子どもの権利条約』には、彼が唱えた「子どもの権利の尊重」が大きく反映されています。

子どもの

生きる権利

＜第2条＞差別をされない権利があります

子どもは、国のちがい、性別、考え方のちがい、障害があるか、お金持ちか貧乏か、などによって差別されません。

＜第6条＞命を守り成長・発達する権利があります

子どもはみんな生きる権利や成長・発達する権利をもっています。国はその権利を守るためにできる限りのことをしなくてはなりません。

＜第24条＞病気やけがの治療をうける権利があります

子どもは、病気やけがをしたときに治療をうけることができます。国は、子どもがいつも健康でいられるよう、できる限りのことをしなければなりません。

＜第３条＞

子どもに最もよい

子どもに関係のあるときには、子どもにいことは何かを第一

守られる権利

＜第19条＞虐待や放任から守られます

国は、子どもが保護者の暴力で心や体を傷つけられたり、ひどい扱いをうけたりしないように子どもを守らなければなりません。

＜第23条＞障害のある子どものために

国は障害のある子どもが個性やほこりを傷つけられず、自立して生活を送れるよう、環境を整えなければなりません。

＜第34条＞性的な利用や虐待から守られます

国は、子どもが性的暴力をうけたり、性的に利用されたりしないよう守らなければなりません。

権利条約

育つ権利

＜第28条＞教育をうける権利があります

子どもは教育をうける権利があります。国は全ての子どもが学校に行けるように、さらに上の学校で学ぶ機会を与えなければなりません。学校のきまりは誰もが人間として大切にされるという考えにもとづいていなければなりません。

＜第29条＞教育の目的は子どもの人格や多様な能力を最大限まで高めることです

教育の目的は、子どものもっているあらゆる力をのばしていくこと・自分やまわりの人々を大切にし、責任ある生活が送れること・世界の言葉や文化などのちがいを尊重し合って、なかよくすること・自然を大切にすることなどです。

＜第31条＞休み・遊び・文化芸術に親しむことができます

子どもは休んだり、遊んだり、文化・芸術に親しんだりすることができます。

とってことを

ことを行うととって最もよに考えます。

参加する権利

＜第12条＞意見を表明する権利があります

子どもは、自由に意見を表明し、意思を示す権利があります。その意見は年齢や成長に応じて、尊重されなければなりません。

＜第13条＞表現する自由や情報を発信する自由があります

子どもは、いろいろなことを伝えたり、自由に表現したりすることができます。ただし、そのことで他の人に迷惑をかけてはいけません。

＜第15条＞集まって会をつくったり、集会に参加したりできます

子どもは、集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、そのことで他の人に迷惑をかけてはいけません。

『子どもの権利条約』と私たち ～こんなことありませんか～

あなたの身の周りで知らず知らずのうちに子どもを傷つけたり、子どもの人権を侵害したりしてしまっていることはありませんか。ここではどこにでもありそうな例をあげました。『子どもの権利条約』と照らし合わせて考えてみてください。

1 もしもこんな学校だったら…実は先生の感想文だった！

関係する条文

第Ⅰ部　第12条（意見表明権）

1．締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響をあたえるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。

第13条（表現・情報の自由）

1．子どもは表現の自由の権利を有する。この権利は、国境にかかわりなく、口頭、手書きもしくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他のあらゆる方法により、あらゆる種類の情報および考えを求め、受け、かつ伝える自由を含む。

考えられる問題点

○教職員の思いを強要してしまい、子どもが自由に思いや考えを表現できない作品になってしまう。

その他にも見られる問題

○子どもの思いに反して作品に手を加えてしまう。

○教職員の与えた原稿通りに発表させる。

教職員にできること

・子どもがどんな作品にしたいのかを把握し、肉付けを行う時には子どもとよく相談する。

・指導のあり方を見直す。

・教研活動やさまざまな学習会に積極的に参加し、力量をつける。

・教職員同士でアドバイスをし合う。

2 もしもこんな学校だったら…休み時間なのにトイレにも行けない！

関係する条文

第Ⅰ部　第31条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的活動への参加）

1　締約国は、子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊び、およびレクリエーション的活動をもつ権利、ならびに文化的生活および芸術に自由に参加する権利を認める。

2　締約国は、子どもが文化的および芸術的生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進し、ならびに、文化的、芸術的レクリエーション的および余暇的活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

考えられる問題点

○授業が長引き、休み時間が確保できていない。

その他にも見られる問題

○学校行事等の準備や練習に休み時間を使ってしまう。

教職員にできること

・トイレや水分補給など必要最低限の休息時間を確保する。

・授業の進め方等を再検討する。

・教職員同士でアドバイスをし合う。

・教育相談週間などを設けて子どもが相談できる機会をつくる。

・子どもが自由に悩み事を相談できる「心のポスト」などを設置する。

3 もしもこんな学校だったら…車椅子だと学校生活がつらい！

関係する条文

第Ⅰ部　第23条（障害者の権利）

1．締約国は、精神的または身体的に障害をもつ子どもが、尊厳を確保し、自立を促進し、かつ地域社会への積極的な参加を助長する条件の下で、十分かつ人間に値する生活を享受すべきであることを認める。

2．締約国は、障害児の特別なケアへの権利を認め、かつ、利用可能な手段の下で、援助を受ける資格のある子どもおよびその養育に責任を負う者に対して、申請に基づく援助であって、子どもの条件および親または子どもを養育する他の者の状況に適した援助の拡充を奨励しかつ確保する。

考えられる問題点

○補助する教職員がいない。障害のある人に対する思いやり、心づかいができていない。

○学校の施設がバリアフリーになっていない。

その他にも見られる問題

○特別に支援が必要な子どもに適切な支援体制ができていない。

教職員にできること

・教職員の支援体制を充実させる。

・バリアフリーの施設を充実させる。

・県や市町村が費用を負担する教職員や講師などの配置を千教組に働きかける。

4 もしもこんな家だったら…主食はカップ麺・スナック菓子だ！

関係する条文

第Ⅰ部　第６条（生命への権利、生存・発達の確保）

1．締約国は、全ての子どもが生命への固有の権利を有することを認める。

2．締約国は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する。

第27条（生活水準への権利）

1．締約国は、身体的、心理的、精神的、道徳的および社会的発達のために十分な生活水準に対するすべての子どもの権利を認める。

2．保護者または子どもに責任を負う他の者は、その能力および資力の範囲で、子どもの発達に必要な生活条件を確保する第一次的な責任を負う。

考えられる問題点

○保護者の家庭事情で、生活が乱れている。

○家庭の食事で必要な栄養が摂れていない。

その他にも見られる問題

○食事を家で食べられない子どもがいる。

○いつも同じ服を着ていたり、服が汚れたままになっていたりしている。

教職員にできること

・保護者と相談し、家庭での食事の様子を聞き、改善を促す。

・子どもと面談し、心理的、精神的な面での負荷がないかを確認する。

・食事や栄養について話し合い、子どもにも意識させる。

・子どもが自由に悩み事が相談できる「心のポスト」などを設置する。

・複数の教職員に相談するなど、組織的な対応を行う。

・養護教諭に相談し、協力して支援・指導にあたる。

・民生委員・児童相談所と相談し、適切な対応をとる。

千教組ではこんなことをやっています	・教研活動やさまざまな学習会の実施 ・県や市町村の教育委員会と交渉し、教職員の配置や施設の充実などの教育条件整備をすすめています。

すでに学校で実践している

～『子どもの権利条約』の理念を活かしたとりくみ～

「『子どもの権利条約』の理念を活かした教育」とあらためて言われると、ものすごく大変なことをしなくてはいけないような気がします。しかし、よく考えてみると私たちが普段行っている実践の中にもたくさん「『子どもの権利条約』の理念を活かした教育」に当てはまることがあります。

今までやってきた自分の実践を振り返ることで、「これで良かったんだ」とか「こんなことならやっているよ」といったことに気づき、『子どもの権利条約』が身近なものに感じることができるでしょう。

そこで「『子どもの権利条約』の理念を活かした教育」の例として、以下『子ども一人ひとりの声に耳を傾けているとりくみ』『子どもの人権に配慮しているとりくみ』『子どもの主体性を生かした発展的なとりくみ』の３点に分けてまとめます。

子ども一人ひとりの声に耳を傾けているとりくみ

学級の中で

・授業の後にアンケートを取り、子どもたちの感想を聴いて授業改善を図る。
・児童、生徒に対して教育相談を実施する。
・学級会でお楽しみ会などの計画をたて、実施する。
・子どもたち自身に、必要な係活動を考えさせる。
・学校や学級のルールを子どもたちとともにつくる。
・日記のやりとりなど、子どもが日ごろ感じている思いや悩みを気軽に表現できる場を保障する。
・適宜、気になる子に声をかけ、話を聴く場をつくる。
・授業の中で子どもたちのつぶやきを拾い上げる。
・子どもを注意するときは、子どもの言い分を聴いた上で指導する。　など

行事の中で

・宿泊学習や修学旅行のプログラムやグループづくりに、子どもたちの意見を取り入れる。
・運動会の種目内容や卒業式で歌う歌に、子どもたちの思いや願いを取り入れる。　など

そ　の　他

・クラブ活動では、子どもたちのアンケートをもとに、声を活かして年度ごとにクラブをつくる。
・計画的にリクエスト給食を実施する。
・子どもたちの意向に沿った課外活動ができるような学校環境を整える。
・教職員の理想のみを追い求めるのではなく、子どもの実態や気持ちを大切にする。　など

「子ども一人ひとりの声に耳を傾ける」ということは今までより、ほんの少し**子どもたちを信用して任せてみること**なのかもしれません。「指示待ち」の子どもが増えています。そういう子どもたちが生き生きと主体的に自分たちの学校生活を送れるようにするために、もう少し教職員が子どもたちの声を聴いて、意見を取り入れてみたらどうでしょう。

自由に意見を言える雰囲気をつくったり、**自分の意見を聴いてもらえているという実感を持たせたりすること**は大切なことです。しかし、子どもの意見をすべて受け入れなくてはいけないわけではありません。また、意見を言う時にはその根拠となる理由を考えさせます。それを通じ、そこには「責任」も伴ってくることを教える必要があります。

子どもの人権に配慮しているとりくみ

・子どもの名前には敬称をつける。
・授業参観の名簿を、毎回新しいものに取り替える。
・男女混合名簿を使用する。
・授業が延びた時には、休み時間を確保する。
・図工や書写などの子どもの作品に直接朱を入れず、作品を傷めないように掲示する。
・生活保護世帯の子どもへの集金の際には配慮ある対応をする。
・母子・父子家庭の子がいる時は、母の日や父の日などの話題に気をつける。
・教育相談週間を設けたり、困っている声が拾える場をつくったりする。
・男女の着替える場所を分ける。
・外国籍や特別な支援を要する子どもに対して個に応じた配慮をする。
・体罰をしない。
・身体的特徴や人柄、国籍などに対する差別的な言動を許さない。
・指導をする際の言葉遣いに、十分に気を配る。
・いじめを認めない、許さない。　など

学校では当然、子どもの人権に配慮しています。しかし、どこかに落とし穴があったり漏れ落ちたりしていることはないでしょうか。ちょっとした工夫で、配慮できることも、そのことを知らなければ相手の人権への配慮のしようがありません。

また、学校では当たり前のこととして行っていることの中には、実はそうではないことがたくさんあるように思います。そこには、子どもが大人より劣る存在という考えがあるのではないでしょうか。この機会に**今まで当たり前と思ってきたことを振り返り、子どもの人権をおろそかにしてきたところはないか、**などを校内で考える機会をつくってみてはどうでしょうか。

子どもの主体性を生かした発展的なとりくみ

・校則を生徒会とともにつくる。
・子どもの思いを取り入れ、授業の選択幅を広げる。
・児童会・生徒会主催の行事を行う。
・校外学習で行く場所を、子どもとともに決める。
・学校の年間行事に、子どもの意見を取り入れる。
・新しくつくる遊具や図書室の本などを、子どもが選ぶ。
・既成の委員会活動にかえて、自分たちが必要だと思うチームをつくり、主体的にとりくむ。
・職員会議に子どもたちが提案する。　など

※ 子どもの実態や発達段階などをふまえ、教職員が認識を共有し合った上でのとりくみであることが大切です。

子どもの声を聴くことと子どもの言いなりになることは違います。どこまで子どもに活動を委ねるかということは、学校の実態や考えによるところが大きいと思います。しかし、そうすることで新たな子どもの姿が見られ、新しい学校像ができてくることでしょう。**子ども一人ひとりが輝く学校をつくるために、学校全体で話し合ったり考えたりしてみてはいかがでしょう。**

『子どもの権利条約』を学ぶことのよさ

『子どもの権利条約』を学ぶことで、自分の教育実践の幅をひろげることができます。教職員・子ども・保護者の人権感覚を磨き、育む上で『子どもの権利条約』はとても有効です。

学級経営

・自己の人権感覚を見つめ直し、学級経営や生徒指導などを振り返る機会にすることができます。

学習活動

・『子どもの権利条約』を学ぶことにより、教科・領域をこえた幅広い連携をはかることができます。

子ども

・自分が本来もっている権利を正しく理解することができます。
・自分だけでなく、他の人も同等の権利のあることを知り、正しく権利を使うことができるようになります。
・世界情勢や貧困問題についても学ぶことができます。

保護者

・保護者会などで話題にすることによって、我が子に対する接し方を考える機会にしたり、人権感覚を磨いたりすることができます。

研修

・周囲の教職員や同僚と人権について考える機会となり、子どもに対する対応や自分の人権感覚・民主主義の根幹などについて振り返ることができます。

もしかして、こんな教職員がいたとしたら…

◎うとい人権感覚で気づかずに侵してしまう（例）
・子どもを身体的特徴で呼んでしまう
・子どもの言い分を全く聴かない
・自分の気に入った子をひいきする　など
◎子どもの人権を無視した行動をとる（例）
・心身に苦痛を与える
・誇りを傷つけるような暴言をはく
・恣意的に教室で授業をうけさせない　など

ありますよね、
言いたくても　言えない時って
まずいと思いつつも
年上だったり　雰囲気を壊したりしそうで

そんな時

『子どもの権利条約』を職場の皆で学んでみませんか？

学ぶことで
○教職員の誰もが身につけなくてはならない確かな人権感覚を備えられます。
○人権に関係することや日常の教育活動に共通項が生まれ、教職員間で相談や話し合いがしやすくなります。
○教職員間でそれぞれの実践を意識し合うようになり、授業での扱いなどの交流にも弾みがつきます。

教職員が「子どもの人権」をきちんと守る学校をつくることは、とても大切なことです。もし、子どもの人権を無視した教職員の言動で苦しんでいる子どもたちがいたとしたら、大きな問題です。こういう子どもたちを救うためにも、教職員も子どもも保護者も『子どもの権利条約』の理念から学ぶべきものは、計り知れない大きなものがあります。

『子どもの権利条約』の理念を活かした授業づくり

『子どもの権利条約』の理念を活かした授業づくりでは、子どもは「保護される客体」とする考え方からの**子ども観の転換**が求められています。それは、「子どもは教職員・大人が保護すればよいという子ども観」から、**「子どもたちがお互いの人権を尊重し合い、権利の主体者だとする子ども観」への転換**です。

そんな教育活動とは、どんなものなのでしょうか。すでに皆さんがご承知のように、その理念を生かした授業は数多く実践されています。授業で、子どもたちが人権を尊重し合うことやそれを行動に移すこと、権利の主体者としてともに生きることなどを、教員自身が改めて活かすことを意識して指導することで、**人権感覚を一層高めることができる**と考えます。

こうした学習環境の中で育まれた子どもたちが、やがて一人ひとりの人権を尊重する大人に成長し、家庭を築く時、人権感覚に満ちた社会となり、民主的な社会に一段と深化していくものと考えます。

ここでは、具体的な授業づくりの一端を紹介します。

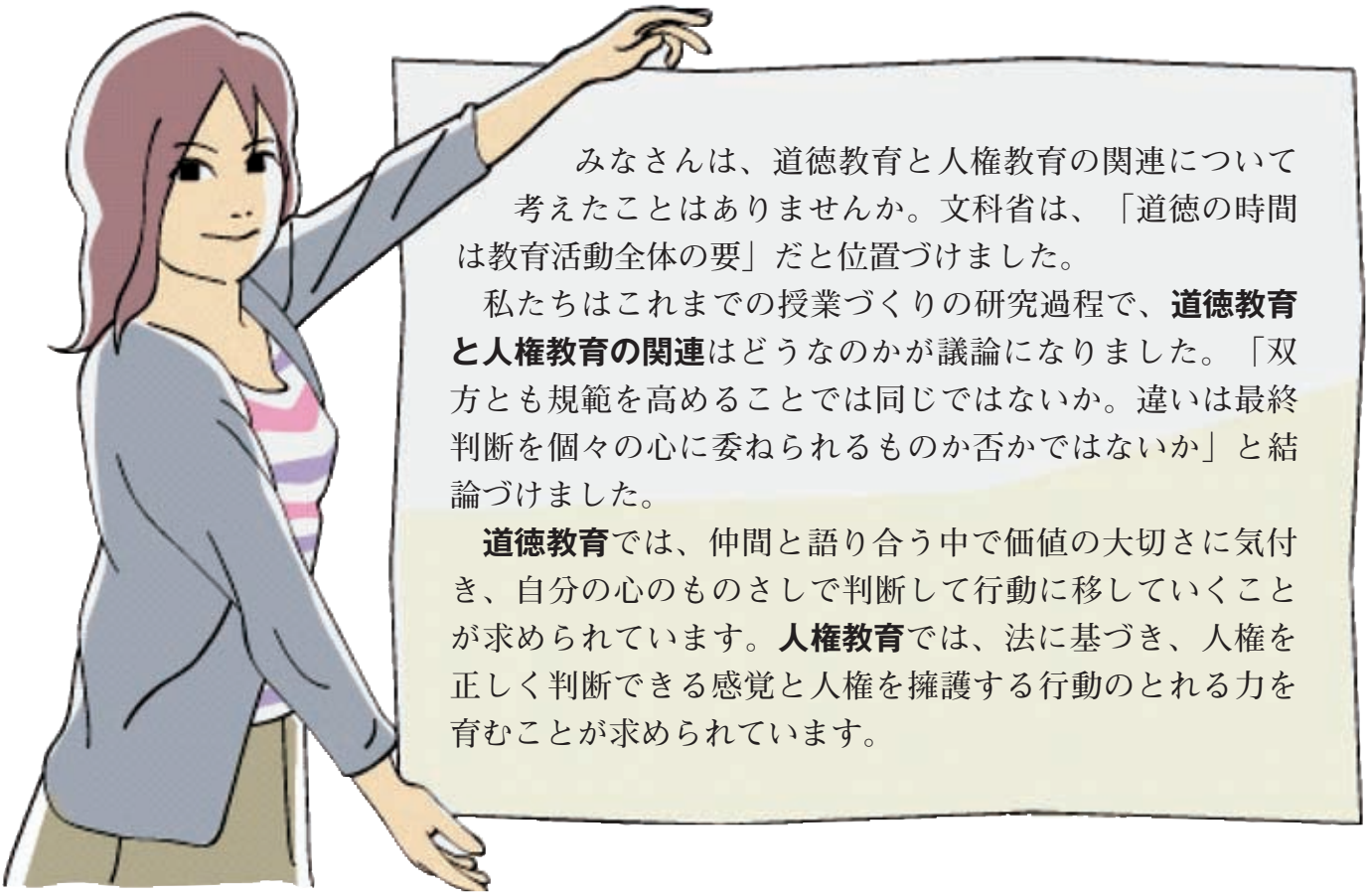

みなさんは、道徳教育と人権教育の関連について考えたことはありませんか。文科省は、「道徳の時間は教育活動全体の要」だと位置づけました。

私たちはこれまでの授業づくりの研究過程で、**道徳教育と人権教育の関連**はどうなのかが議論になりました。「双方とも規範を高めることでは同じではないか。違いは最終判断を個々の心に委ねられるものか否かではないか」と結論づけました。

道徳教育では、仲間と語り合う中で価値の大切さに気付き、自分の心のものさしで判断して行動に移していくことが求められています。**人権教育**では、法に基づき、人権を正しく判断できる感覚と人権を擁護する行動のとれる力を育むことが求められています。

人権教育で子どもたちの姿が変わっていく

人権を知る 理解する ▶ 人権感覚が 磨かれる ▶ お互いを尊重し合う行動がとれる 人権を守る意欲が高まる

授業をはじめる前に

話し合いのルールをつくろう（アイスブレイキング）

アイスブレイキングとは？

直訳すれば、固い氷（ice）を溶かす（breaking）などという意味になる。これを人と人とのコミュニケーションという観点から考えると、人々が少し積極的に心を開いていくことが「アイスブレイキング」である。人と人が心を開き、お互いのコミュニケーションを深めるきっかけを生み出すことが目的となっている。

安心して話し合える雰囲気づくりは、

☆人権について話し合うために、まずは話し合いのルールづくりをすることが大切。

①自分の意見をしっかり伝える。
②違う意見も尊重して聞く。
③お互いが協力してよりよい考えを見つける。

話し合いを続けると・・・

個の考え方の広がり

・自分と発想の違う人が出てくる ・貴重な存在である	・なぜなんだろう ・話し合う	・自分なりの新しい考えができる

関係の広がり

自分づくり（私のこと）
仲間づくり（私とあなたのこと）
社会づくり（私とみんなのこと）

普段から、自由に話し合う関係をつくる。そうすれば、新しい自他の発見ができ、お互いを認め合うことができる。このような人間関係を築くことが、人権感覚を磨くはじめの一歩である。

（1）人権を理解し、人権感覚を磨くために

①しあわせの条件

対象学年
小学校低学年～中学生

人々がしあわせに生きるにはどんな条件が必要なの？

めあて　○自分たちがしあわせに生きるために必要な条件について話し合うことを通して、人権の大切さに気づくことができる。

【準備するもの】

模造紙（班の数）　　マジック（全員分）
『子どもの権利条約』の絵本

家庭の生活状況に配慮する

【活動の進め方】

①班ごとに模造紙に「しあわせの条件」をウェビングで表す。

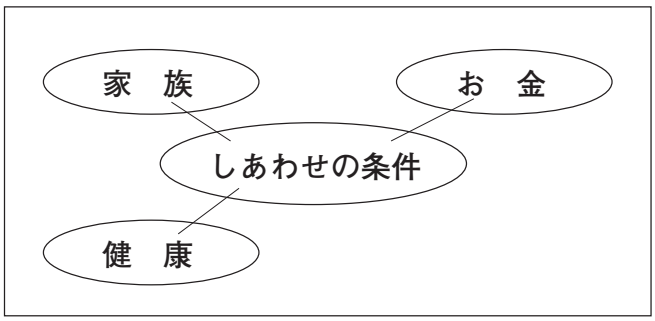

＊班員が思い思いに条件を書き入れていく。

＊他の人が書いたものに考えをつなげていく。

＊その条件を得るために必要な条件を線でつないでいく。

②班内でどうしても必要とする「しあわせの条件」を赤で囲む。
③他の班の模造紙を見合う。
④共通点を見つける。
⑤『子どもの権利条約』の絵本を見ながら、みんなで考えたしあわせの条件が『子どもの権利条約』で保障されていることを知る。

②必要なものとほしいもの

対象学年
小学校高学年～中学生

生きていくために必要なものは何？

めあて　○必要なものとほしいものの仕分け作業をすることを通して、人権は人々が安心してしあわせに生きていくために必要なものであることを理解することができる。

【準備するもの】

４つ切りのピンクと黄色の色画用紙（班の数）
絵カード
のり
『子どもの権利条約』の資料

【活動の進め方】

①自分の生活を振り返りながら、生活の中でほしいものと必要なものがあることに気づく。
②絵カードを提示して、必要なものはピンクの画用紙に、ほしいものは黄色の画用紙に班で相談しながら貼る。
③なぜ、そのように仕分けしたのか班の仲間と理由を話し合いながら作業をすすめる。
④黒板に全班の画用紙を張り出し、他の班の考えを知る。
⑤実際にどんな人権が保障されているのか資料で確認する。
⑥必要なものとほしいものの違いについて話し合う。

絵カード

水
ごはん
夢
電話
野菜
本
友だち
魚
家
家族
公園
衣服
ペット
花
パソコン
肉
自分の部屋
お菓子
POTATO
薬
OX薬局
テレビ

③権利と義務・責任

対象学年
中　学　生

権利と義務・責任の関係はどうなっているのだろう

めあて　○『子どもの権利条約』に掲げる権利と大人の義務・責任や子どもの権利行使上の努力事項との関係がわかる。

人権が話題になると、「権利を主張するなら義務をはたせ」という声は少なくない。しかしながら、『子どもの権利条約』に網羅されている子どもの権利に対して、義務を負う者は大人（保護者）である。子どもには法的義務はない。権利と義務・責任の関係はさまざまな学習活動を通して、じっくりと理解を深めていくことが必要ではないでしょうか。

【準備するもの】

権利カード
大人の義務・責任カード
子どもの努力カード
模造紙（班の数）
のり
マジック（班の数）

【活動の進め方】

①模造紙に権利カードを貼る。
②権利カードに関係する大人の義務・責任カードと子どもの努力カードを近くに貼って線で結ぶ。
③班ごとに模造紙をみて感想を述べ合う。

権利カード	大人の義務・責任カード	子どもの努力カード	権利カード	大人の義務・責任カード	子どもの努力カード
差別されない権利（第２条）	差別をしない、させない	差別をしない	虐待や放任から守られる権利（第19条）	暴力をふるわずしっかり育てる子どもの様子に気づくことや救う手立てをとる	信頼できる人に相談する
命を守り成長・発達する権利（第６条）	子どもの命を守り、子どもが生きて成長・発達できるように最大限の力を尽す	命を大切に、自分らしく生きる	社会保障を受ける権利（第26条）	社会保障が必要な場合に受けられるようにする	向上心を失わずに生きる
病気やけがの治療を受ける権利（第24条）	病気治療や健康回復ができるように努める	健康を保つ努力をする	意見を表明する権利（第12条）	一人の人と認めて意見を聞くことに努める	自分の考えをきちんと述べ、他の人の意見をよく聞く
人間らしい暮らしをする権利（第27条）	子どもの成長・発達のための様々な生活条件を整える	夢や希望をもって生活する	自由な表現・情報取得発信をする権利（第13条）	自由に表現することや情報の取得・発信の自由を尊重する	相手を傷つけたり、迷惑をかけたりしない
教育を受ける権利（第28条）	子どもが教育を受けられるようにあらゆる手立てをとる	学ぶ権利を活かして一生懸命学ぶ	集まって会をつくったり、集会に参加したりする権利（第15条）	会や集会の趣旨・目的などを一緒に考え、他に迷惑の及ぶものかどうか判断する	会や集会の目的を考え、周囲に迷惑をかけないように行動する
人格や能力を最大限まで高めて育つ権利（第29条）	子どもの人格や様々な能力を最大限まで高める	自分の様々な能力を精一杯伸ばす努力をする	適切な情報を知る権利（第17条）	情報や資料の利用を促進し、有害情報から守る	情報の選択能力を高める
休み、遊び、文化芸術に親しむ権利（第31条）	休息したり、遊んだり、文化芸術に親しんだりできるようにする	生活にけじめをつける			

④身近な人権問題

対象学年
中　学　生

「実際にどんな人権問題があるの？
どうやって解決してるの？」

めあて　○身近な人権問題を知り、自分たちの生活の中でそのようなことがないか考えることを通して、人権を守る意識を高めることができる。

【準備するもの】

人権問題資料
権利カード
(③で使用した物)
感想カード

【活動の進め方】

①人権問題の資料を読む。
②なぜ、その問題が起きてしまったか考える。
③権利カードを活用して、その問題の解決策を考える。
④感想を書き、感想を述べ合う。

身近なところに人権問題は潜んでいる

○いじめ　○人種差別　○男女差別
○子どもと大人の関係　○健常者と障害者　など

※第２章「権利条約とわたしたち～こんなことありませんか～」参照

☆インターネット紹介☆

まちかど人権劇場
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/gekijou/

たくさんの人権問題とその問題を扱った教育実践が報告されています。

「『子どもの権利条約』って何？どうやってできたの？」『子どもの権利条約』を知ろう
～大人の義務・責任や子どもの努力が必要であることに気づく授業実践～

対象学年	小学校高学年～中学生

1．題材名　『子どもの権利条約』

2．本時の指導（1／1）

（1）目標

『子どもの権利条約』を知ることを通して、自分たちの権利が保障されていることを理解し、その権利を守るためには大人が守らなければならない義務や責任のあることや自分たちが努力しなければならないことがあることに気づくことができる。

（2）展開

時配	学習活動と内容	指導上の留意点	資料
15	1．『子どもの権利条約』について知る。(条文・コルチャック先生) ○『子どもの権利条約』と聞いてどんなイメージを持ちましたか。 ・ぼくたちの約束事 ・世界共通の子どもの約束 ○この条約を知ってどんなことを考えましたか。 ・子どもは守られているんだ ・しあわせ、安心 ・でも、難しい	・子どもたちが世界の中で大切に守られているニュースを紹介し、みんなも同じように守られていることを伝え、『子どもの権利条約』に興味を持たせる。 ・大型紙芝居やパソコンを活用して、条約とコルチャック先生の考え方をわかりやすく説明する。 ・条約についてのイメージや解釈を自由に語らせる。	紙芝居 パワーポイント資料 プロジェクター スクリーン パソコン
15	2．権利について話し合う。 ○どんな権利がほしいですか。 ・誰でもしあわせになれる ・何でも子どもは安く買える ・遊ぶ場所を増やす	・希望する権利を話し合う中で、始めからわがままはいけないと否定するのではなく、子どもたち自身が正しい権利に気づけるようにしていく。	ワークシート①
10	3．権利と義務・責任、努力することについて話し合う。 ○コルチャック先生は何が言いたかったのでしょう。 ・子どもは守られるべき ・自分勝手な権利はいけない ・大人には義務と責任がある ・権利で守られる分、努力しよう	・権利で守られている反面、そのためには、大人の守るべき義務・責任があることや子どもの努力すべきことがあることを理解させる。 ・自分も他人もしあわせになれる権利でなくてはならないことに気づかせる。	ワークシート②
5	4．今日の学習の振り返りをする。	・学んだことを自分の言葉で語らせる。	ワークシート③

3．実践記録

①『子どもの権利条約』について
パワーポイントで説明する。

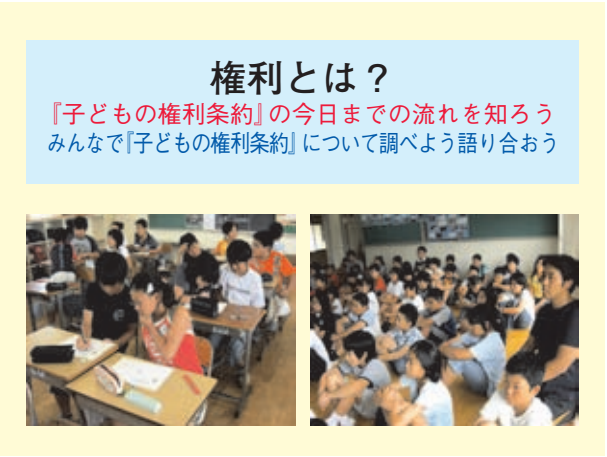

②『子どもの権利条約』の原点である
コルチャック先生の思いを伝える。

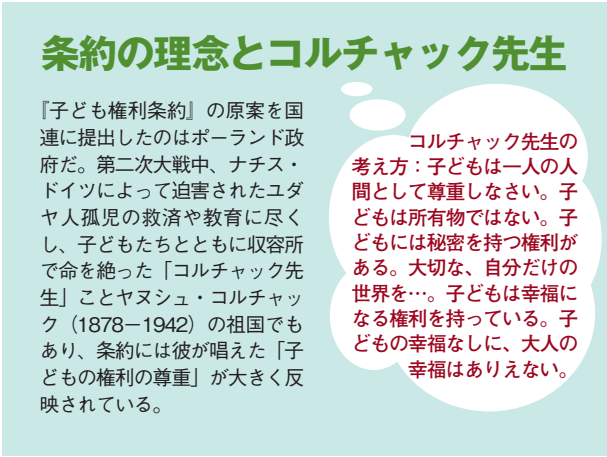

③『子どもの権利条約』について
子どもたちの意識は・・・

④ 権利について考えを広める。

T：○○さんがとってもいいことを言ってくれたよね。だから、そこから広げて、みんなも権利について考えていこう。
C：権利ってなんだ？
T：誰でも生きていく上で守られているんだという特権。みんなを世の中の大人たちで守っていくために『子どもの権利条約』っていうのがあるんだよ。
C：すごいね。
T：どんなイメージがわく？どんな権利がほしい？
C：かたくて厳しい感じかな。でも、子どものってあるからやわらかくて優しい感じもする。運転できる。乗り物無料。たくさん遊べる。そんな権利がほしい。

子どもたちの語り合いは続く・・・。

C：ねえ、それってわがままじゃない？
C：そんな自分勝手な権利はいけないよ。
T：どんなことをコルチャック先生は言いたかったのかな？
C：弱い人を守るためだよ。安心して暮らせるように。
C：子どもたちみんなを平等に守るためじゃないの。しあわせに生きていけるように。
C：ぼくたちはこうやって大人から守られてるんだよ。
C：でも、ぼくたちもちゃんとがんばんなきゃいけないんだよ。

☆『子どもの権利条約』で権利を保障してもらえるしあわせや安心感を子どもたちは持った。そして、そのためには大人が果たさなければいけない義務や責任があることも学んだ。さらに自分たちも努力すべきことがあることを確認し合った。

（2）人権を守ってお互いを尊重し合えるために

「権利って何？」「人権って何？」人権の意識を高め、自他の権利を尊重しよう
～お互いの権利の大切さを考える授業実践～

1．題材名　「権利とはなんだろう」　　対象学年　中　学　生
　資料名　権利の熱気球

2．本時の指導（1／1）

（1）目標

○権利や責任についてともに考えを深め合い、人権についての意識を高める。

○権利の重要度は人によってさまざまであることに気づき、自他の権利を尊重する意識を高める。

（2）活動の概要

熱気球に乗って空中をゆったり漂っている様子を思い浮かべさせる。その熱気球には、10個の「権利」が乗っている。突然気球が高度を失い、下降し始めた。熱気球の下降をくい止めるためには、「権利」を外へ放り出し、熱気球を軽くしなければならない。そこで、10個の「権利のリスト」から、一つずつ順番に捨てていくことになる。この活動で「権利」を捨てていく順番は、一人ひとりが重きを置く「権利」（価値観）の順番と深く関連する。自分や友だちの考え方の違いに気づくとともに、互いの権利を尊重し合っていくことの大切さに気づかせる。

（3）展開

時配	学習内容と活動	支援の手だてと留意点	資料等
5	1　本時の学習内容を確認する。	・人権や『子どもの権利条約』について簡単に触れ、人間が人間らしく生きていくために大切なことについて考える時間とすることを確認する。	『子どもの権利条約』
10	2　一人ひとり「権利のリスト」を読み、権利を投げ出す作業を「権利」が一つになるまで続ける。	・権利のリストを読み、すぐに投げ出してもいい権利から順に記入させる。できるだけ長く持っていたい権利は何かをじっくり考えるよう助言する。また、順位付けの根拠を説明できるようにすることを確認する。	10個の権利を書いた短冊黒板・ワークシート
15	3　4～5人のグループになり、互いのワークシートを交換し、気づいたことを話し合い、グループ内での優先順位を決める。	・グループ内で各自の優先順位と理由を発表しながら、互いがどのような権利を優先しているのかについて話し合うことで、自分との違いに気づかせる。	ワークシート
10	4　各グループの集計結果を発表し合い、気づいたことを話し合う。	・各グループの発表を聞き、互いの立場や考え方の違いを共感的に感じ取り、認め合い大切にしようとする気持ちをもたせる。	ワークシート
10	5　学習のまとめをする。	・人間が人間らしく生きるためには一人ひとりのもっている価値観や人権意識を尊重し合っていくことが大切であると気づかせる。	ワークシート 『子どもの権利条約』

３．学習後の生徒の反応　（　実施人数　３年生　　25人　）

＜ 10個の権利リストの中で、10番目に捨てる権利（一番大切にしている権利）＞

1	きれいな空気を吸う権利	７人
2	十分な食べ物ときれいな水を与えられる権利	５人
3	愛し、愛される権利	３人
4	遊びのための時間を持つ権利	３人
5	私だけの寝室を持つ権利	２人
6	みんなと異なっていることを認められる権利	２人
7	毎年、自宅から離れたリゾート地で休暇を楽しむ権利	２人
8	友だちからいじめられたり、命令服従を強制されない権利	１人
9	お小遣いをもらう権利	０人
10	話を聞いてもらう権利	０人

・最後に捨てる権利（一番大切にしている権利）が人それぞれ違っていることに驚いた。人それぞれ大切にする権利が違うことがわかった。だから一人ひとりの意見や考えを大事にしなくてはいけないと思った。
・自分が早いうちに捨てた権利を最後まで大切にしている人がいることがわかった。

４．授業を終えて

生徒たちの授業へのとりくみは積極的であり、楽しそうに活動していた。特にグループで互いのワークシートを交換した時には、驚きの声が上がったり、どうしてそのような選択になったりしたのかを真剣に話し合っていた。

一番の成果は、自分と友だちが大事に思うものの順番が違うことに気づき、そのことを互いに尊重し、共感していくことの大切さに気づいたことである。

自分と立場が違う人とも共生していく力をつける
～ 障害をもった子の気持ちを考える授業実践～

『子どもの権利条約』：育つ権利　　第29条　自他を大切にする

守られる権利　第23条　障害のある子の個性や誇りを守る

対象学年	小　学　生

連帯することの意味がある　ちがっていい・・・相違点を認め合う

みんなみんな　だいじだよ
～障害を持つ子どもたちの絵本の学習を通して～

（1）題材名「どんなかんじかなあ」中山千夏：文　和田誠：絵

◇題材について

主人公は「ひろくん」。実は車椅子で生活している男の子である。最初、そのことについては触れられていない。話は、「ひろくん」が、目の見えない「まりちゃん」、耳の聞こえない「さのくん」、両親のいない「きみちゃん」たちの気持ちを想像することで進んでいく。目をつぶったり、耳栓をしたり、その子の立場になってどんな感じかを考えていく。そうすると、新しい発見があり、「○○って、すごいんだね。」と伝えていく。そして、「きみちゃん」が「１日じいっとうごかないでいてみた」と「ひろくん」に伝える。そこで読者は初めて「ひろくん」が「うごけない」という事実を知らされる。障害を持つということを「つらい」という視点ではなく、別の「すごい」ところがあるという視点で明るく伝えている絵本である。

（2）指導計画（５時間扱い）

学習活動	支援・援助
○目がみえないってどんなかんじかなあ ・しばらく目をつぶって、感想を話し合う。 ・「ひろくん」の考えたことを読み取る。 ・「ひろくんって、かわってる」について話し合う。	・タオルなどを用意させておく。 ・どこが「すごい」のかを考えさせる。 ・「かわってる」のかそうじゃないのかの立場をはっきりさせる。
○きこえないって、どんなかんじかなあ ・しばらく耳をふさいで、感想を話し合う。 ・「ひろくん」の考えたことを読み取る。 ・「ひろくん、かんがえすぎー」について話し合う。	・まわりと、少し話し合ってみる。 ・どこが「すごい」のかを考えさせる。 ・「かんがえすぎ」かそうではないのかの立場をはっきりさせる。
○おとうさんとおかあさんがいなくなっちゃうって、どんなかんじかなあ ・阪神淡路大震災の資料を見て、感想を話し合う。 ・「ひろくん」の考えたことを読み取る。	・クラスの子どもたちの構成によっては、母子家庭や父子家庭に配慮する。 ・ビデオや作文などを用意しておく。 ・「ほんとかなあ」に着目させる。
○うごけないって、どんなかんじかなあ ・なぜ、「きみちゃん」は「うごかないでいてみた」のか、話し合う。 ・「きみちゃん」の考えたことを読み取る。 ・「ひろくん」の感想を読み取る。	・「ひろくん」の絵の後ろの影に着目させる。 ・どこが「すごい」のかを考えさせる。 ・「てれくさくて」という記述から、今までの友だちのことも考えさせる。
○「ひろくん」に、手紙を書こう ・学習した感想を話し合う。 ・「ひろくん」に伝えたいことを、手紙に書く。 ・手紙を発表しあう。	・感想を手紙と結び付けられるように、「ひろくん」について思ったことも取り上げる。

※障害児を扱った本を紹介し、読書活動へとつなげる。

《資　料》

★『子どもの権利条約』成立の歴史的背景★

『子どもの権利条約』のスタートといえるのは、「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」である。第１次世界大戦で多数の子どもが犠牲になった反省から、国際連盟で申し合わせられたものである。この宣言には、子どもにとって戦争は「最悪のもの」であり、「最善のもの」である「平和」を与えようという目標が掲げられている。しかし、第２次世界大戦が起こり、多くの子どもたちが再び戦争の犠牲となった。新たに発足した国際連合は、「平和と人権」の実現を目指して1948年に「世界人権宣言」を採択した。これは、すべての人に保障される人権の国際的基準を示したものである。その中には、教育を受ける権利や保護される権利など、子どもの人権を保障する条文が含まれている。さらに国際連合は、1959年に「子どもの権利宣言」を採択し、「名前、国籍をもつ権利」「教育を受ける権利」「遊ぶ権利」など、子どもに固有の権利を宣言した。

1978年、ポーランドのアダム・ロパトカ最高裁判事から国際人権委員会に『子どもの権利条約』の草案が提出された。これは、教育者ヤヌシュ・コルチャックが訴えた「子どもの人間としての尊厳」の精神を継承する意図でつくられたものである。翌79年、国際児童年が設定され本条約は国連の第44回総会で満場一致で可決、制定され、90年に発効、日本は94年に批准した。

年代	宣言・条約等	成立の経緯 条約・宣言の内容
1922	世界児童憲章	
1924	ジュネーブ宣言	第１次世界大戦の反省から国際連盟設立。戦争からの子どもの保護。
1948	世界人権宣言	第２次世界大戦の反省から国際連合設立。
1959	子どもの権利宣言	子どもを人権主体と位置づけ。法的な拘束力はなし。
1966	国際人権規約	世界人権宣言の条約化。子どもを人権享有・行使の主体として初めて法的に承認。
1979	国際児童年	ポーランドが２度目の条約草案を提出。
1989	『子どもの権利条約』	１回目の草案提出から12年の審議を経てようやく成立。翌年発効。
1990	子どもの生存・保護・発達に関する世界宣言	子どものための世界サミットで採択。行動計画と27の目標が決められる。
1994	日本が条約を批准	日本が『子どもの権利条約』を批准。
2001	批准の状況	批准国は193ヶ国 アメリカ・ソマリアの２国を除く

★ヤヌシュ・コルチャックとは？★

本名はヘンルイック・ゴールドシュミット。裕福なユダヤ系ポーランド人の一家に生まれた彼は、医師でありながら、教育者として、孤児救済と子どもの教育のために生涯を捧げた。数々の教育書、童話、戯曲、新聞、ラジオ放送を通して子どもの福祉と権利を訴え、自らそれを実践した。

1942年８月、ナチスドイツ弾圧下のポーランドでは、多くのユダヤ人が絶滅収容所に送られた。コルチャックの孤児院の子どもたちも例外ではなかった。高名であったコルチャックには特赦が与えられたが、彼は「子どもたちも同じように扱われないならば、私は子どもたちと一緒に運命をともにする。」と、その特赦を退けてユダヤ人孤児二百余名に同行し、トレブリンカ収容所で子どもたちとともに最期を迎えた。

彼の生誕100年にあたる1978年、ポーランド政府より『子どもの権利条約』の草案が提出された。「子どもの権利宣言」から30年後、子どもの具体的な権利を守るための『子どもの権利条約』が誕生することとなった。彼が考えていた子どもの理想は、死後47年にして、国連で『子どもの権利条約』として実現されたことになる。

★日本における条約の実施の現状と課題★

『子どもの権利条約』は、国連に選ばれた人権専門家で構成する「子ども人権委員会」を常設して、締約国に目的達成の状況報告を義務づけている。問題があれば、その改善を勧告するなどして、各国が同一歩調をとり、地球的規模で条約の理念を実現することを目指している。

日本では、批准２年後の1996年、政府が日本の子どもの人権保障の実態とそれに対する諸政策の実施状況についての報告書を同委員会に提出した。その審査が98年に行われ、その結果「子どもの国籍取得に関する出入国管理法規則の改正」「児童福祉法の改正」「子ども国会の開催」「婚外子への児童手当支給に関する決定」については評価されたが、差別や教育の問題などについて22項目の勧告が出された。

2004年、日本の２回目の報告書が審査されたが、１回目の勧告を実行に移してきたとはいえない状況を委員会から指摘され、前回よりも具体的で数も多い、27項目の勧告を受けている。

＜主な勧告内容＞

・前回の勧告が守られていないこと。
・『子どもの権利条約』の内容に合わせて、日本の法律の内容を見直すこと。
・子どもの権利が守られているかどうか､政府とは違う立場からチェックするしくみをつくること。
・政府と市民が協力するしくみをつくること。
・『子どもの権利条約』の内容や考え方を広めること。
・結婚してもよい年齢が男女で異なるのは差別であること。
・婚外子や外国人の子ども、部落出身の子どもなど、あらゆる差別をなくすこと。
・体罰をなくすこと。
・子どもの虐待をなくすためのとりくみをすすめること。
・障害を持つ子どもについての政策を見直すこと。
・薬物や性の問題などをなくし､思春期の子どもが健康に暮らせるように総合的な政策をつくること。
・教育についての問題が多いこと。(受験競争、問題解決のための学校と家庭の連携、日本語以外で受けられる授業のシステム、歴史教科書の記述)
・子どもの性的な被害についての措置が不十分であること。
・少年法を見直すこと。

★『子どもの権利条約』をめぐる各国の状況★

1990年に63ヶ国、翌91年に44ヶ国批准した後、日本は1994年に批准した。2009年現在、アメリカとソマリアを除く世界193ヶ国が本条約を批准している。

諸外国の中には『子どもの権利条約』に関わる法律を新たに制定したり、担当大臣を設置している国もある。日本は「５・20文部事務次官通知」､「児童の権利に関する条約の説明書」を示した。また、機関としては「子どもの人権専門委員会」を設置した。フィンランド、アイスランド、フランス、ベルギー、ロシア、オーストリアでは、「意見表明権」に関する立法化が図られており、デンマーク、ハンガリー、ポーランドなどでも、強化されてる。

《参考文献》

	著　　者	著　書　名	出　版　社	出版年
1	山田由紀子	「子どもの人権をまもる知識Q&A」	法学書院	2007
2	矢倉久泰	「親と子で読もうよ 子どもの権利条約」	ジャパンマシニスト社	1997
3	子どもの人権連	「学校でとりくむ子どもの権利条約」	エイデル研究所	1999
4 5	文部科学省	「人権教育の指導方法の在り方について」 (1)　第二次とりまとめ (2)　第三次とりまとめ	人権教育の指導方法等に関する調査研究会議	2006 2008
6	澤田治夫　和田真也	「子どもとともに創る学校」	日本評論社	2006
7	子どもの権利条約ネットワーク(編) 喜多明人　荒牧重人　平野裕二	「学習 子どもの権利条約」	日本評論社	1998
8	木附千晶　福田雅章（文） 森野さかな（絵）	「子どもの権利条約」絵事典	PHP研究所	2005
9	小口尚子　福岡鮎美	子どもによるこどものための「権利条約」	小学館	1995
10	名取弘文	こどものけんりー「子どもの権利条約」 子ども語訳（単行本）	雲母書房	1996
11	阿久澤麻理子	「フィリピンの人権教育」	解放出版社	2006
12	子どもの権利条約 フォーラム実行委員会	「検証　子どもの権利条約 市民がつくる“子どもの権利条約白書”」	日本評論社	1997
13	小沢真紀子	子どもの権利・親の権利 「子どもの権利条約」をよむ	日外教養選書	1995
14	下村哲夫	新版　児童の権利条約	時事通信社	1994
15	大田堯	「子どもの権利条約を読み解く」	岩波書店	1997
16	喜多明人　森田明美 広沢明　　荒牧重人　編	「逐条解説　子どもの権利条約」	日本評論社	2009
17	澤田治夫　和田真也 喜多明人　荒牧重人　編	「子どもとともに創る学校」	日本評論社	2006
18	永井憲一　寺脇隆夫 喜多明人　荒牧重人　編	「新解説　子どもの権利条約」	日本評論社	2000
19	喜多明人	「新世紀の子どもと学校： 子どもの権利条約をどう活かすか」	エイデル研究所	1995
20	喜多明人	「新時代の子どもの権利： 子どもの権利条約と日本の教育」	エイデル研究所	1990
21	子どもの人権連・ 反差別国際運動日本委員会　編	「子どもの権利条約　日本の課題95」	エイデル研究所	1998
22	福田弘	『なぜ今、人権教育が必要なのか？』	千葉県人権啓発センター	2008
23	鳥取県人権文化センター	『暮らしのなかの人権』	解放出版社	2008
24	木附千晶　福田雅章	『「子どもの権利条約」絵事典 ぼくわたしの思いや願いを聞いて！』	PHP研究所	2005
25	塚本知宏	『コルチャック　子どもの権利の尊重』	子ども未来社	2004
26	キャロライン・キャッスル（文） 池田香代子（訳）	『すべての子どもたちのために 子どもの権利条約』	ほるぷ出版	2003
27	小笠原浩方	『子どもの権利とは　いま見つめ直す 子どもの権利条約』	新曜社	2002
28	毎日新聞社	『子どもたちは誰にもわたさない コルチャック先生』VTR	ポニーキャニオン	1990
29	三上昭彦　林量俶 小笠原彩子　編	子どもの権利条約　実践ハンドブック	旬報社	1995
30	喜多明人	新時代の子どもの権利 ー子どもの権利条約と日本の教育ー	エイデル研究所	1990
31	増山均	増補「子どもの権利条約」と 日本の子ども・子育て	部落問題研究所	1996
32	長谷川眞人　編	子どもの権利条約子どもの権利条例 ー子どもの成長と発達としあわせをめざしてー	三学出版	2006
33	中野陸夫　編	早わかり人権教育小事典	明治図書	2003
34	中山千夏（文）　　和田誠（絵）	どんなかんじかなあ	自由国民社	2005
35	中川明	宗教と子どもたち	明石書店	2001
36	下村哲夫	学校の中の宗教	時事通信社	1996
37	国際ソーシャルワーカー連盟　編著 社団法人日本社会福祉会国際委員会(訳)	ソーシャルワークと子どもの権利 「国連子どもの権利条約」研修マニュアル	筒井書房	2004

千葉県学生協は組合員１人ひとりが
「出資者」であり「利用者」であり「運営者」です。

みんなの参加が学生協を育てます。

加　入

加入するときは1,500円の出資金をお預かりします。脱退時には全てお返しします。

利　用

学生協の事業を利用するのは組合員です。

組合員

運　営

みなさんの大切な声をもとに運営されています。

千葉県学校生活協同組合

有利な金利で、有利に走ろう。

自動車ローン

教職員の皆様へ　教職員共済

教職員共済生協は、厚生労働省の認可を受けた教育機関を職域とする共済事業を行う生活協同組合です。私たちの大切な仕事は、共同互助の精神を広めていくことです。そんな助け合いの輪に、あなたもぜひ参加しませんか。病気や事故など万一のときに割安な掛金で皆様のお役に立てるようさまざまな保障をご用意しています。

教職員共済生協のトータルライフサポート

総合共済 掛金月々800円。掛け捨てじゃない	**団体生命共済・医療共済** トリプルガード 死亡・障害・入院・手術等を保障。	**新・終身共済**（終身生命共済） 生涯続く死亡・高度障害保障。
交通災害共済 普通のケガも対象。個人賠償責任補償付。	**年金共済**（年金共済・連帯年金共済） 公的年金にプラスして安心のセカンドライフを。	**火災共済・自然災害共済** セット契約すれば地震や風水害も安心。
自動車共済 おすすめは「補償充実コース」。	**車両共済**（車両保険） あなたの愛車を守ります。	資料請求は下記までお気軽にどうぞ!

ホームページからもご請求いただけます
http://www.kyousyokuin.or.jp/　教職員共済　検索

教職員共済生活協同組合　千葉県支部事業所
〒260-0013　千葉市中央区中央４-13-10　☎043-224-3701

教職員のための弘済会
５大事業を推進しております

奨学事業	奨学金貸与・給付
研究助成事業	教育研究・実践活動の支援
教育文化事業	教育文化芸術事業等の支援
福利厚生事業	人間ドッグ補助 結婚・誕生祝品 オーナーズ・ビラ利用補助 指定宿泊施設利用補助など
共済事業	教弘保険：ジブラルタ生命

(財)日本教育公務員弘済会千葉支部
(株)千葉教弘
千葉市中央区中央 4-13-10 教育会館新館７階
TEL：043-224-8851　FAX：043-224-0048

《編集後記》

グループA

河津　智人（香取・小見川西小）
石橋　眞人（山武・正気小）
加藤　　洋（松戸市・常磐平第二小）
宮山　祐子（船橋・御滝中）
荒木　正範（市原市・牧園小）

Aグループは、身の回りで起こりそうな事例を一枚の絵に表現し、それが『子どもの権利条約』とどのようにかかわっているかを示すことで、絵から『子どもの権利条約』に近づいてもらえるようなアプローチを試みてきました。言葉だけでまとめると正確に伝えられるが読んでもらいにくくなり、絵で表現しようとすると誤解を招く恐れがあったため絵と言葉を合わせた表現に落ち着きました。また、委員全員でとりくんだ『子どもの権利条約』の成り立ちや日本や諸外国の『子どもの権利条約』をとりまく現状について調べたことをまとめる作業も担当しました。日本ではまだ十分浸透しているとは言えない『子どもの権利条約』について研究することで我々もたくさんのことを学ぶ機会となりました。

グループB

私たちは、「なぜ今『子どもの権利条約』なのか」ということを中心にまとめてきました。皆さんの中には、権利条約は発展途上国のためのものではないか、こんなに学校現場は忙しいのに何が権利条約だ、子どもに教えるべきは権利より義務だろう、と考えている人もいるでしょう。実際私たちのグループでもそういう意見が出てきました。しかし、改めて権利条約を学ぶことで、これを教育に生かすことの意義の大きさを再認識しました。『子どもの権利条約』を通して、新しい学校像・児童像が見えてきました。私たち教職員が変われば学校が変わります。そして、子どもが変わります。少しでも多くの仲間がこの冊子を読んで考えてもらえることを願っています。

本間　　洋（印　旛・三里塚小）
醍醐　寿代（千葉市・大森小）
田中真由美（東　葛・酒井根西小）
藤田　英和（長　生・八積小）
尾上　哲史（市川市・塩浜小）
大木　信久（船　橋・宮本中）

グループC

三浦　貴子（君津・大貫小）
佐藤　泰彦（夷隅・岬中）
小林　綾乃（東総・銚子第三中）
下羽　　勲（安房・保田小）

私たちCグループは、『子どもの権利条約』の理念を活かした授業づくりをこの２年間研究してきました。指導案を作成して授業を展開したり、活用する教材の工夫をしたりと試行錯誤しながらをすすめてきました。そして今、みなさんにご提案できる喜びを感じています。これからの学校教育にはより一層「人権教育」が重要となります。教職員のみなさんや子どもたちとともにお互いがお互いを尊重し合える温かい社会を築いていけたらと私たちは心から願っています。この研究所で出会った事務局の先生方や各支部から集まった仲間たちと教育について熱く語り合った２年間は、本当に楽しく充実していました。お互いの思いを尊重し合いながら、さらに高め合うそんな関係づくりができました。まさに「人権教育」です。今後も、時々連絡を取り合い支え合える仲間でいられれば幸いです。

事務局

所　　長　　木澤　康男
副 所 長　　佐久間靖夫
事務局長　　伊藤　芳徳

〒260-0013　千葉市中央区中央4－13－10
ＴＥＬ 043－224－0484
ちば県民教育文化研究所
発行責任者　木澤　康男